



平成 23 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名：株式会社 fonfun  
代表者名：代表取締役社長 林 和之  
(JASDAQ コード番号：2323)  
問合せ先：取締役執行役員経営管理部部長 八 田 修 三  
(TEL：03-5357-0303)

### 金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成 23 年 8 月 25 日付で「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にて既に開示しておりますとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会より金融庁に対し、当社に課徴金納付命令を発出すべきである旨の勧告がなされておりました。

当社が提出しておりました、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を受けて、審判官から課徴金に係る金融商品取引法第 185 条の 6 の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、平成 23 年 9 月 29 日付にて、金融庁より納付すべき課徴金の額 1,963 万円及び納付期限を平成 23 年 11 月 30 日とする決定を行った旨の公表があり、本日納付告知を受領いたしましたので、お知らせいたします。

当社においては、新経営体制の下で、経営体制の健全化、監査役及び内部監査の充実、法令遵守意識の向上、権限統制の見直し及び内部管理体制の強化等の改善に取り組んでおりますが、今後とも、改善策を確実にかつ継続して実行し、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

(ご参考) 金融庁ホームページ掲載事項

<http://202.222.129.208/news/23/syouken/20110929-1.html>

以上